

## <遺言とは>

被相続人が自分の財産の相続について、なんらかの意思を持っている場合、所定の手続きにのっとった遺言を作成しておけば、遺産分割の際にまず遺言が優先されます。

遺言には大きく分けて特別方式と普通方式がありますが、特別方式はその名前のとおり、船舶や飛行機の遭難、あるいは急病などで死亡の危機が迫ってから、急いで遺言を作成するなどの特別なケースで、一般的なのは普通遺言です。

普通遺言には次の3つの種類があります。

- 自筆証書遺言

遺言者がその全文、日付、署名を自署し、押印するものです。簡単な方法ですが、法的な不備があると争いのもとになるので、被相続人が亡くなったあと効力を持たせるためには、家庭裁判所による検認が必要です。

- 公正証書遺言

公正役場で証人2人以上の立会のもと、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授して遺言書を作成してもらって、内容を確認したうえで本人、証人、公証人が署名捺印します。公証人という法律の専門家が作成するものなので、法的に絶対有効であり、もっとも確実な遺言となります。

- 秘密証書遺言

ほとんど作成されるケースがありません。内容は誰がどのような方法で書いてもよく、被相続人本人が署名捺印し、公証人および証人2名に、自分の遺言であることを口述筆記してもらい、それぞれが署名捺印します。遺言の存在と被相続人本人が作成したものであることが法的に確実なものになりますが、内容については自筆証書と同じように家庭裁判所の検認が必要です。

